○近畿地方整備局告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
紀の川市池田新字山添四六三番二から岩出市安上字東谷八二一番二五まで	一一・二〇～二三・八メートル	六・四一三キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十七年九月十一日

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	紀の川市池田新字山添四六三番二から岩出市安上字東谷八二一番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月十二日十四時

○近畿地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前 A	二一・八〜一〇七・二	二一・四六二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二一・六〇〇〜一六四・七〇〇	九・〇九八	
	前 C	二二・七五〜一六二・一〇〇	九・三四二	
	前 D	一九・〇〇〜二〇・〇〇	二・〇四八	
	後 A	八・六〇〜一〇七・二〇〇	二一・四六二	
	後 B	二一・二〇〇〜一六四・七〇〇	九・〇九八	
	後 C	二二・二〇〇〜一六二・一〇〇	九・三四二	
	後 D	一九・〇〇〜二〇・〇〇	二・〇四八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
和歌山市平井字西谷七四二番一から同市楠見中字北川三〇二番九まで	一一・五五～九六・五〇メートル	二・一七二キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十七年九月十一日

○近畿地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	和歌山市平井字西谷七四二番一から同市楠見中字北川三〇二番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月十二日十六時

○近畿地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四一五番一まで	前 A	七・五〇～一三二・八〇	一八・〇一〇〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一一・一四～二七一・六〇	九・一四〇〇	
	前 C	一一・九〇～一六二・四三	九・四〇七〇	
	前 D	一三・〇八～一六二・四三	五・六八五	
	後 A	七・五〇～一三二・八〇	一八・〇一〇〇	
	後 B	一一・一四～二七一・六〇	九・一四〇〇	
	後 C	一二・五九～九二・一五	九・四〇七〇	
	後 D	一一・一五～一六二・四三	五・六八五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から二週間近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

近畿地方整備局長　山田　邦博